最終更新日：2019年6月26日

アルヒ株式会社
代表取締役会長兼社長　CEO兼COO　濵田 宏
問合せ先：総務部
証券コード：7198

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、住宅ローン専門金融機関として「住生活総合プロデュース業」をビジョンに掲げ、住宅ローン関連ビジネスだけでなく、お客様の家探しから住宅の購入、その後の日々の暮らしまで、お客様の住生活にかかるライフステージに寄り添う企業を目指しています。
コーポレート・ガバナンスは、当社の目指す姿を実現するための企業価値向上への取組みであり、①当社グループの経営課題と外部環境の変化への対応、②健全性や透明性を確保した経営、これらをスピーディーに実践するための意思決定の仕組みであります。
当社は、戦略的でスピード感のある意思決定を適切な監督の下で推進するため、以下の基本方針を設定しています。
1)株主の権利に配慮し、権利を適切に行使する環境の整備を行います。また、持続的な成長や企業価値の向上のため、株主総会およびその他の対話の機会を重視し、積極的に対話を行います。
2)取締役会等は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、企業戦略等大きな方向性を示し、適切な執行のリスクテイクを支えるとともに、実効性の高い監督を行います。
3)永続的な企業価値の向上のため、お客様・従業員・取引先・債権者・地域社会等の様々なステークホルダーと協働し相互の利益や価値を尊重します。
4)会社の経営成績および財政状態だけでなく、非財務情報としての経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスについて積極的に開示し、情報提供の充実による透明な経営を行います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、すべてを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】政策保有株式
当社は現状、政策保有株式を保有しておりません。政策保有株式を保有する際には、中長期的な経済合理性や将来の見通し等を踏まえた政策保有に関する方針を策定し、開示します。

【原則1-7】関連当事者取引
当社は、関連当事者取引について、関連当事者取引管理規程において、関連当事者が当社との取引を行う場合、取締役会の承認や報告を通じて適切に監督する体制および手続を定めております。また、取締役の競業取引および利益相反取引についても、取締役会における承認を必要とします。

【原則2-6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮
当社は確定拠出年金制度を採用しており、独自に運用する企業年金はありません。

【原則3-1】情報開示の充実
当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性を高める観点から、ステークホルダーにとって有用と考えられる情報の開示は重要な経営課題として認識し、積極的に開示してまいります。
1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
コーポレートサイトに掲載しております。
2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレートサイトに掲載しております。
3) 取締役会が取締役・経営幹部の報酬を決定するにあたっての方針と手続
社外取締役を過半とする、取締役会の諮問機関である人事報酬委員会において、取締役および経営幹部の報酬制度および評価を決定し、取締役会に答申しています。
4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
当社は、社外取締役を過半とする取締役会の諮問機関である人事報酬委員会において、取締役および経営幹部の報酬制度および評価を決議し取締役会に答申しております。
5) 取締役会が上記4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
当社では、取締役・監査役の選任議案の上程時に個々の選任、指名の理由を「株主総会招集ご通知」に記載し、コーポレートサイトに掲載しております。
取締役・監査役の解任が発生した際にも、その理由を開示する予定であります。

【補充原則4-1①】経営陣への委任の範囲
取締役会は、株主に対する責務を負っているとの認識のもと、経営理念・経営方針に基づいた経営戦略や経営計画を策定するとともに、法令及び定款に定める事項のほか、重要な業務執行の意思決定として取締役会規程に定められている事項を決定いたします。また、重要な業務執行以外の業務の執行及びその決定については、代表取締役社長に権限委譲を行うとともに、代表取締役社長の業務執行を補助する諮問機関として執行役員会を設置することで、取締役会はそれらの業務執行機関に対する監督機能を発揮しております。

【原則4-8】独立社外取締役の有効な活用
当社は、実効性の高いコーポレート・ガバナンスの体制構築のため、取締役5名のうち、3名を社外取締役としています。また、社外取締役3名す

べてが独立社外取締役で構成されており、透明性の高い取締役会となっています。
　独立社外取締役は、当社の永続的な企業価値向上に向けて、それぞれの高度な専門的知識・経験を裏づけとして、戦略的な視点からの提言を行うとともに、監督機能を果たしています。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性を客観的に判断するために、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準などを参考に、「社外役員の独立性に関する基準」を定め、「株主総会招集ご通知」に社外取締役及び社外監査役の選任理由と併せて記載するとともに、コーポレートサイトに掲載しております。

【補充原則4-11①】取締役会の構成
当社は、取締役会での審議の活性化や自由闊達な議論を通し、戦略的で大局的な意思決定を行うため少数かつ多様性のある取締役会を目指します。独立社外取締役の選任にあたっては、上記の独立性基準という形式基準に加え、企業経営者としての実践経験を有すること、又は特定専門分野における実績と広範な見識を有すること等を選任基準としています。

【補充原則4-11②】取締役の兼任状況
当社は、役員の重要な兼職の状況を「株主総会招集ご通知」に記載し、コーポレートサイトに掲載しております。

【補充原則4-11③】取締役会評価
当社は、年に1回以上、取締役会ならびに企業統治体制の有効性・適正性について、各取締役・監査役にアンケートを行い、取締役会での審議を通じ分析・評価を行い運営活動の改善を行っております。
【補充原則4-14②】取締役のトレーニング方針
当社は、取締役・監査役の就任時は、その役割や責務を適切に果たすために必要な知識・情報を取得、更新するための機会を提供しています。特に社外役員に対しては就任時に加え必要都度、当社の経営理念、事業内容、財務状況、組織等を理解する機会を積極的に提供しています。取締役・監査役の就任時後も、会社の事業・財務・組織等に関する知識として法律・規制、会計など経営上有益となり得る時宜を得たテーマについて、定期的、継続的に外部による集合研修を行うこととしています。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針
当社は、株主との建設的な対話を促進するための情報開示に関する基本的な考え方や情報開示統制の枠組み等についてまとめた「ディスクロージャーポリシー」をコーポレートサイトに掲載するほか、株主との対話の機会を重視し、株主総会、決算説明会等の開催等における対話を今後も継続してまいります。

2．資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5,495,600	15.55
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,257,900	9.22
J.P.MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A.1300000	1,900,982	5.38
BBH(LUX)FOR FIDELITY FUNDS-JAPAN　AGGRESSIVE	1,009,600	2.85
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW	957,152	2.70
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	781,700	2.21
浜田　宏	670,000	1.89
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	630,401	1.78
JP MORGAN CHASE BANK 385174	594,000	1.68
OBERWEIS INTERNATIONAL OPPORTUNITIES INSTITUTIONAL FUND	549,100	1.55

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

大株主の状況からは当社が保有する自己株式754,769株を控除しております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	その他金融業

直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
井手　登喜子	他の会社の出身者											
火浦　俊彦	他の会社の出身者											
大信田　博之	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井手　登喜子	○	アシュリオンジャパン・ホールディングス合同会社　顧問	同氏は、企業経営者としての豊富な経験と深い見識を有していることから社外取締役として選任しております。
火浦　俊彦	○	ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・インコーポレイテッド アドバイザリーパートナー	同氏は経営コンサルタントおよび企業経営者としての豊富な経験と深い見識を有していることから社外取締役として選任しております。
大信田　博之	○	株式会社ギガプライズ 社外取締役	同氏は経営コンサルタントおよび企業経営者としての豊富な経験と深い見識を有していることから社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	―	―	―	―	―	―	―	―
報酬委員会に相当する任意の委員会	人事報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社内取締役

補足説明

当社は、指名委員会および報酬委員会の機能を包含した人事報酬委員会を設置し、その委員は、現在、代表取締役1名および社外取締役3名で構成されています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は内部監査部と月2回のミーティングを実施し、情報交換および効率的な監査の実施について連携しております。また、監査役は、会計監査人の監査計画説明、四半期報告、期末監査報告、監査報酬見積、その他会計監査来社時等随時立ち合い、面談等により連携を図っております

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
原田　裕司	他の会社の出身者													
今村　誠	弁護士													
中野　竹司	その他													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
原田　裕司	○	日本ケミファ株式会社 社外取締役	同氏は経営に関する豊富な経験と深い見識を有していることから社外監査役として選任しております。
今村　誠	○	潮見坂綜合法律事務所 パートナー	同氏は弁護士としての豊富な経験と深い見識を有していることから社外監査役として選任しております。
中野　竹司	○	奥・片山・佐藤法律事務所 パートナー 高周波熱錬株式会社 社外監査役	同氏は弁護士及び会計士としての豊富な経験と深い見識を有していることから社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員は、全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

【業績連動型報酬制度】
経営陣の報酬については、定額の月額報酬および会社・担当職務の業績による業績連動賞与で構成されており、職位によって固定報酬と業績連動賞与の割合を設定しております。なお、業績連動賞与について、中期経営計画およびそれに基づく単年度計画における(i)経営指標（①営業収益②税引後利益）及び(ii)業績課題に基づく目標設定とその達成度の評価により、支給されるものとしています。業績連動報酬スキームおよび評価は、人事報酬委員会で審議され取締役会に答申されます。
【ストックオプション制度】
株主価値向上を意識した経営および中長期的な業績向上に対するインセンティブとして、ストックオプション制度を導入しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

業績向上インセンティブという目的に照らし、社内取締役および一定の役職以上の従業員（管理職）に付与しています。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上の役員が存在しないため、個別報酬の開示はいたしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

有価証券報告書にて開示しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会事務局を設置し、取締役会の議案について資料の事前送付を行い、社外取締役（社外監査役）の要望に応じて事前説明を行う等、取締役会の審議に十分な情報を事前に伝達できるよう努めております。また、監査役補助人を設置し、監査役会との連携機能を拡充しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は監査役会設置会社であり、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を設置するほか、任意の委員会として人事報酬委員会を設置しています。
1.取締役、取締役会
・取締役5名のうち3名が社外取締役であり、取締役会は、経営計画等の戦略的事項やガバナンスについて重要な意思決定を行います。
・また、取締役会は、業務執行役員およびその他経営陣である執行役員の業務執行を監督します。
2.監査役、監査役会
・監査役、監査役会は、取締役会をはじめとする重要な会議への出席、業務および財産の状況調査、
重要な書類の閲覧等により業務監査を実施します。
・また、監査役、監査役会は内部監査部門やグループ各社との意思疎通、会計監査人等との情報交換等を通じ、取締役の業務執行についての監査を実施しております。
3.執行役員、執行役員会
・また、経営効率の向上、業務執行のスピードアップを図るため、執行役員制度を導入し、経営意思決定のための機能と業務執行責任を負うべき機能とに分離し、各業務執行部門の責任者を執行役員としております。
・代表取締役社長の業務執行をサポートする機関として執行役員会を設置しており、執行にかかる重要事項について代表取締役社長の決定をサポートします。
4.人事報酬委員会
・経営陣の報酬制度および報酬額の決定のため、取締役会の諮問機関として人事報酬委員会を設置しています。
・人事報酬委員会は、社外取締役を含め、客観的なルールに基づき報酬等を決定し取締役会に答申します。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役3名を含めた取締役会における監督・意思決定と業務執行役員による業務執行に機能を分担しております。また、監査役は4名の内、3名が社外監査役であることで社外の専門的見地から重要会議等において助言・提言を行っており、業務執行の監督機能向上を図っております。このように当社は独立性の高い社外取締役及び社外監査役による公正性・透明性の高い経営体制を構築するために本体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知につき、株主総会開催3週間前の発送、それ以前のWEB開示を行っており、早期公表および早期発送を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主との対話の充実のため、最も集中する日を回避した日程設定を行っております。
電磁的方法による議決権の行使	郵送、インターネットおよびスマートフォンによる議決権行使方法を用意しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	海外機関投資家比率が約43%（2019.3.31現在）であることから、投資家の議決権行使環境向上に資するべく、議決権行使プラットフォームに参加し、招集通知の早期公表を行っております。
招集通知（要約）の英文での提供	海外機関投資家比率が約43%（2019.3.31現在）であることから、決算短信および招集通知の一部英訳を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを策定し、ウェブサイト上で公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に説明会を実施し、代表者が出席し、説明を行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に説明会を実施し、代表者が出席し、説明を行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に説明会を開催し、代表者が出席し、説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算短信補足説明資料、四半期報告書、有価証券報告書をウェブサイトに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR室が担当します。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	現時点において、社内規程等にステークホルダーの立場の尊重について規定しておりませんが、前向きに検討してまいります。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社のサステナビリティ・ESGに関する取組につき、「株主総会招集ご通知」及び当社WEBサイトにて開示しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーを策定し、ウェブサイト上で公表しております。
その他	当社は、育休制度の充実や高齢者雇用を推進し、また、フレックス制度や在宅勤務制度を導入するなど、労働力不足問題への対応や働き方の多様性への対応等を通じ、多様な人材の活用を推進する活動に積極的に取り組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営の透明性と健全性を維持し、迅速な経営判断による各種施策を効率的に執行するため、当社および関係会社における、会社法が定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」として、以下のとおり内部統制システムを構築・運用しております。

1）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

a．当社は、文書保存管理規程を定め、取締役の職務の執行に係る情報を、文書又は電磁的記録（以下「文書等」といいます。）に記載又は記録して保存し、管理するものとします。

b．文書等は、取締役又は監査役が常時閲覧できるものとします。

2）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a．当社は、当社の業務執行及び経営理念・ビジョンの達成を阻害しうるリスクに対して、そのリスクを把握し、適切に評価して管理するため、取締役会が定めるＥＲＭ基本規程に従い、グループ全体の統合的なリスク管理を行います。

b．当社は、危機リスクが顕在化した場合には、危機管理規程に従い、ＥＲＭ担当役員を責任者とする対策本部を設置し、当該リスクに関する情報が適時且つ適切にＥＲＭ担当役員及び必要な役職員に共有される体制を整備し、当該リスクに対処するものとします。

3）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a．当社は、取締役会の決議により取締役の管掌体制を定め、取締役間の職務分担を明確にするとともに、業務執行の責任体制を明確にするものとします。

b．当社は、適切且つ迅速な意思決定を可能とする情報システムを整備するものとします。

c．当社は、原則として毎月１回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、各部門において生じる問題の解決を適時且つ適切に行うとともに、問題解決から得られるノウハウを取締役に周知徹底します。これにより、その担当職務の執行の効率化を図り、全社的な業務の効率化を図るものとします。

d．当社は、執行役員制度を導入することにより、取締役会による意思決定に基づき適切且つ迅速な業務執行を可能とすることにより、業務執行機能の効率性を確保するものとします。

4）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a．当社は、法令遵守及び倫理的行動が、当社の経営理念・ビジョンの実現の前提であることを代表取締役社長が全役職員に徹底させるものとします。

b．当社は、取締役会規程に基づき原則として毎月１回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、取締役間の意思疎通を図るとともに、代表取締役社長の業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止するものとします。

c．当社は、取締役会において、法令及び定款の規定に基づき取締役会の決議が必要な事項並びに業務執行及び経営に係る重要事項を、適時に審議・決定するものとします。

d．当社は、取締役会の決議によりコンプライアンス担当役員を定め、その管轄部門としてコンプライアンス部門を設置し、当社のコンプライアンス上の課題・問題の把握に努めさせるものとします。また、取締役会の決議により内部監査部門を設置し、内部監査部門が必要に応じて外部専門家の協力を得て、取締役及び使用人による職務の執行を監査し、法令・定款違反行為を未然に防止するものとし、内部監査部門は、内部監査の結果について、６ヶ月に一度、代表取締役社長を通じて取締役会に報告するほか、監査役の求めに応じて報告するものとします。

e．当社は、取締役及び使用人が当社における法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合に報告することを可能とするために、内部監査部門又は外部弁護士に直接通報を行うための体制を整備するものとします。

f．当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、コンプライアンス部門を中心として適宜必要な調査を行い、反社会的勢力には警察等関連機関と連携し毅然とした対応をとるものとします。

5）当社並びに関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

a．当社は、当社および関係会社のコンプライアンス上の課題・問題の把握・改善策の審議・検討及び業務の適正の確保のため、代表取締役社長、コンプライアンス担当役員及びコンプライアンス部門の部門長等により構成されるコンプライアンス委員会を設置するものとし、少なくとも四半期に一度当該委員会を開催のうえ、当社のコンプライアンス上の課題・問題の改善に向けた審議、検討を行うものとします。

b．当社の取締役は、重大な法令・定款違反行為その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、当社の監査役に報告するものとし、適宜、外部弁護士その他の専門家に対する相談を行うものとします。

c．当社の関係会社は、当社の関係会社を統括するための規程類を遵守するものとします。

d．当社の関係会社は、内部統制推進責任者を置くと共に、当方針に準じた適切な内部統制基本方針と体制を整備して、これを運用するものとします。

e．当社の総務部門は、関係会社の内部統制推進責任者に対して、必要に応じて助言・指導を行うものとし、関係会社は、これら助言・指導を受けて関係会社が必要とする内部統制の水準に適合した内部統制の整備と運用が行われるよう努めるものとします。

f．当社の関係会社は、内部監査部門を設置し、内部監査規程を遵守して内部監査を適切に実施するものとする。当社の内部監査部門に結果等を適時適切に報告し、監督を受けるよう努めるものとします。

6）当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

a．当社は、監査役から求めがあったときは、監査役の職務を補助しうる知見を有する使用人として内部監査部門が指名する者を、監査役と協議のうえ定める期間中、取締役の指揮命令系統から独立した監査役の職務を補助すべき使用人として置くものとし、当該使用人の人事異動及び人事評価については、監査役の意見を尊重するものとします。

b．監査業務に必要な命令を受けた監査役の職務を補助すべき使用人は、その職務の遂行に関して取締役からの指揮命令を受けないものとします。

7）取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

a．取締役及び使用人は、下記に掲げる事項を知ったときは、監査役に適時且つ的確に報告するものとします。

ⅰ．会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項

ⅱ．経営に関する重要な事項

ⅲ．内部監査に関連する重要な事項

ⅳ．重大な法令・定款違反

ⅴ．その他取締役が重要と判断する事項

b．取締役及び使用人は、監査役より前項第ｉ号乃至第ｖ号の事項について説明を求められたときは、速やかに詳細な説明を行うものとし、合理的な理由無く説明を拒んではならないものとします。

c．当社は、取締役及び使用人が、法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を監査役に対して直接報告するための体制を整備するものとします。

d．取締役及び使用人は、各監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した内部通報制度の通報状況及びその内容、その他事項について報告、情報提供を行うものとします。

8) 当社の監査役への報告をした者が上記7) に関する報告を行ったことを理由として不当な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、前条の報告をした者が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを受けることを禁止するとともに、不利な取り扱いを受けるようなことがないよう規程を整備し、全役職員に周知徹底します。関係会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者による報告の場合についても、当社における関係会社管理の体制構築を通じて、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備するものとします。
9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の請求を行ったときは、職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとし、当該費用が適時適切に処理されるよう経理体制を整備するものとします。
10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a. 当社は、代表取締役社長をして監査役と定期的に会合を持たせ、経営上の課題及び問題点の情報共有に努めるほか、必要に応じて、監査役、内部監査部門及び会計監査人の情報共有を図るものとします。
b. 当社は、監査役から前項の会合の開催の要求があったときは、速やかにこれを開催するものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社におけるコンプライアンスに係る大きな柱の一つとして、反社会的勢力との関係の排除を掲げております。この基本方針として「反社会的勢力対策規程」及び実施基準として「反社会的勢力対応マニュアル」を設けております。具体的には、反社会的勢力に対する直接的、間接的な利益供与を防ぐために、株主、役職員及び取引先の反社会的勢力の有無に係る調査の実施、コンプライアンス部門が実施する反社会的勢力に関する対策及び関係法令等の研修等により、ＦＣ店を含めた社内外への周知徹底を図る等の継続的活動を行っております。なお、万が一問題が発生した場合においても、必要に応じて弁護士や警察等の外部専門家へ相談し、適切な処理を取ることとしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

当社は、株主、投資家に対し、透明性、公平性、継続性を基本に迅速な情報開示に努めてまいります。東京証券取引所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」を遵守した情報の開示に努めるほか、当社を理解していただくために有効な情報につきましても、積極的に開示してまいります。

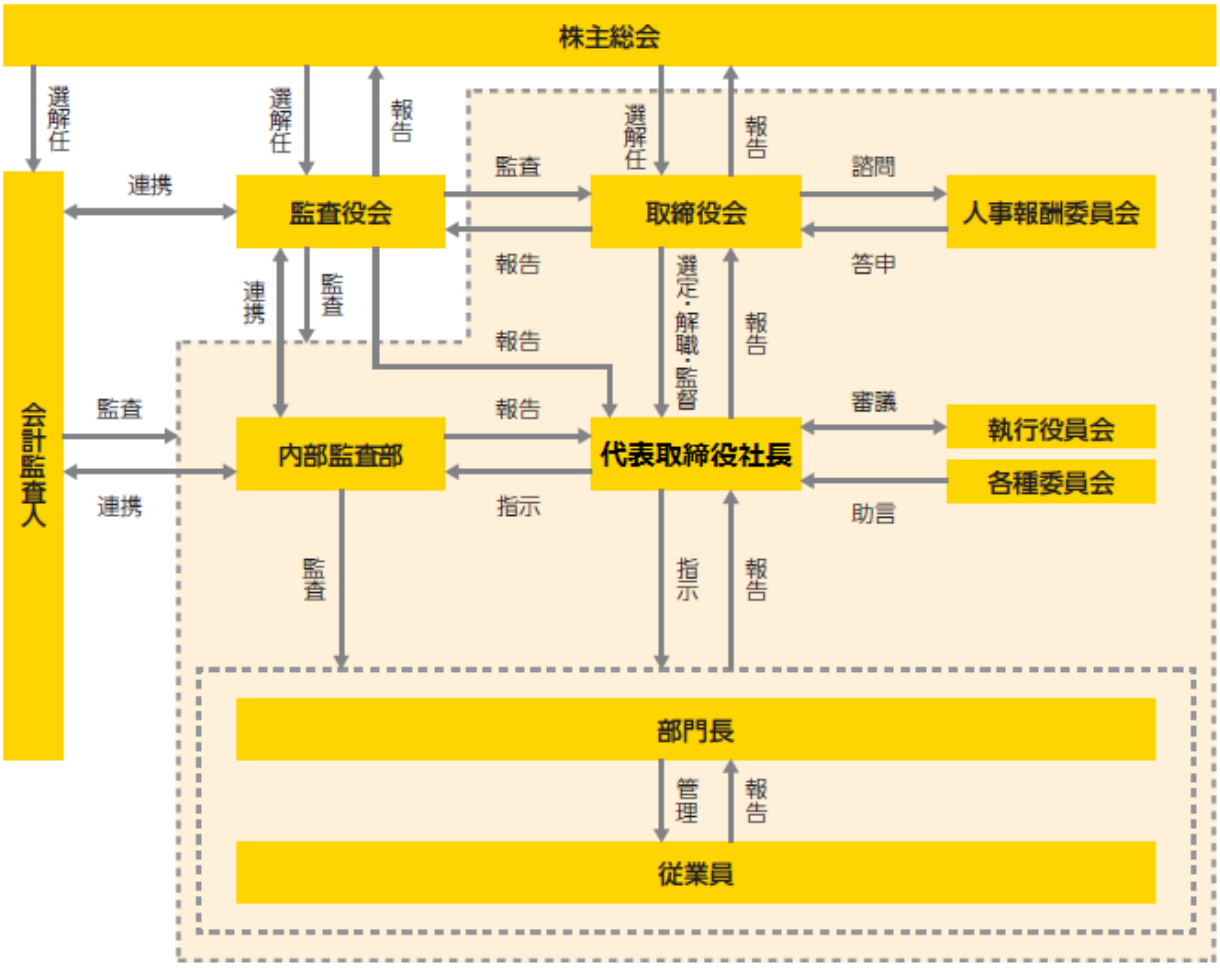

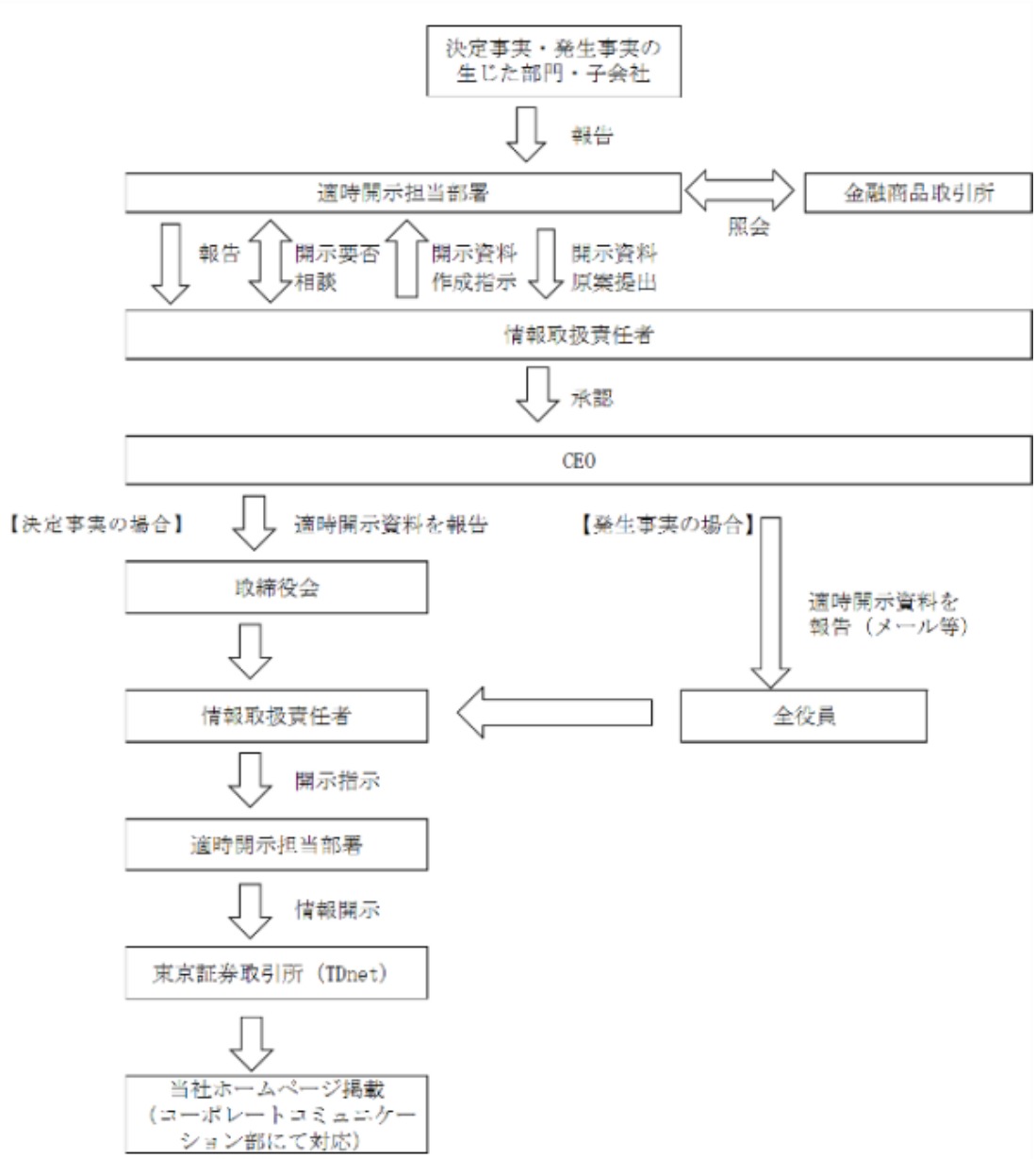
決定事実・発生事実の
生じた部門・子会社
報告
適時開示担当部署
金融商品取引所
照会
報告
開示要否
相談
開示資料
作成指示
開示資料
原案提出
情報取扱責任者
承認
CEO
【決定事実の場合】
適時開示資料を報告
【発生事実の場合】
適時開示資料を
報告（メール等）
取締役会
情報取扱責任者
全役員
開示指示
適時開示担当部署
情報開示
東京証券取引所（TDnet）
当社ホームページ掲載
（コーポレートコミュニケーション部にて対応）